

区職員の懲戒処分を公表します

と き 平成 27 年 3 月 11 日 (水)発表

ところ 練馬区役所 (練馬区豊玉北6-12-1)

11 日、練馬区では、地方公務員法に基づき行った懲戒処分について、「練馬区職員の懲戒処分に関する指針」に基づき公表した。

【公表内容】

- 1 器物損壊事故
 - (1) 概要

当該職員は、平成 26 年 9 月 14 日 (日)に旅行先の広島県広島市内において、酒に酔った状態で歩行中、走行してきた車が目の前で急停止したことをきっかけに運転手と言い合いになった。その際、車のドアを開けようとし、ドアノブを破損させ、駆けつけた警察官に、器物損壊罪の容疑で現行犯逮捕された。その後、送検されたが、相手方との示談が成立し、不起訴処分となった。

これら一連の事実は、地方公務員法第 33 条(信用失墜行為の禁止)に抵触するため、 懲戒処分とした。

- (2) 処分を受けた職員の所属部、職層、年齢、性別および処分内容 福祉部 技能主任 (51歳・男性) 戒告
- (3) 処分年月日 平成 27 年 3 月 9 日

【問い合わせ】 総務部 職員課 人事係 電話03-5984-5782